各部等の長 殿

沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部 総括情報部長(沖縄県保健医療部長) (公印省略)

B.1.1.529 系統(オミクロン株)が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜りありがとうございます。

さて、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から令和4年3月16日付(令和4年3月18日一部改正)の別添事務連絡(以下「国事務連絡」という。)において、基本的な考え方が示されたことを受け、下記のとおり沖縄県における方針を決定しましたので連絡いたします。

つきましては、所管する関係機関及び関係事業所宛てに周知していただきますよう お願いいたします。

記

- 1 感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定と行動制限について
  - (1) 同一世帯内で感染者が発生した場合
    - ・同一世帯内で感染者が発生した場合は、保健所等による濃厚接触者の特定・行動制限を実施する。ただし、濃厚接触者の特定に当たっては、一律に聴取り等を行う必要はなく、同一世帯内の全ての同居者が濃厚接触者となる旨を感染者に送付するメッセージにその旨を盛り込み周知する等の方法により感染者に伝達すること等をもって濃厚接触者として特定したこととすることは可能とする。
    - ・オミクロン株の特徴を踏まえ、同一世帯内において感染が疑われる事例が生じた場合には、何よりも迅速に感染拡大防止対策を講じることが必要であり、検査結果の判明や保健所等からの連絡を受けるまでの間においても、各世帯において自主的な対策を速やかにとることをお願いする。
    - ・特定された濃厚接触者の待機期間は、当該感染者の発症日(当該感染者が無症 状(無症状病原体保有者)の場合は検体採取日)又は当該感染者の発症等によ り住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、7日間(8 日目解除)とする(※1)が、4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用い た検査(※2)で陰性を確認した場合は、社会機能維持者であるか否かに関わ らず、5日目から解除を可能とする。また、この場合における解除の判断を個

別に保健所に確認することは要しない。

- ・上記いずれの場合であっても、7日間が経過するまでは、検温など自身による 健康状態の確認や、高齢者や基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化リス クの高い方(以下「ハイリスク者」という。)との接触やハイリスク者が多く入 所・入院する高齢者・障害児者施設や医療機関(以下「ハイリスク施設」とい う。)への不要不急の訪問(※3)、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避 け、マスクを着用すること等の感染対策を求めることとする。
- ※1 ただし、当該同一世帯等の中で別の同居者が発症した場合は、改めてその 発症日(当該別の同居者が無症状の場合は検体採取日)を0日目として起算す る。また、当該感染者が診断時点で無症状病原体保有者であり、その後発症し た場合は、その発症日を0日目として起算する。
- ※2 抗原定性検査キットは自費検査とし、薬事承認されたものを必ず用いること。令和4年1月5日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」に基づき、事業者が社会機能維持者に使用するために購入した抗原定性検査キットを活用することは差し支えない。なお、無症状者に対する唾液検体を用いた抗原定性検査キットの使用は推奨されていないため、抗原定性検査キットを用いる場合は鼻咽頭検体又は鼻腔検体を用いること(なお、自己採取する場合は鼻腔検体を推奨している)。

また、事業主は業務の必要性を適切に判断し、業務に従事させる必要がある と判断する場合には事業主として検査体制を確保するなど、従業員に過度の負 担を強いることのないよう配慮すること。

- ※3 受診等を目的としたものは除く。
- (2) 事業所等((3),(4)及び(5)の施設を除く)で感染者が発生した場合・保健所等による一律の積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定・行動制限は実施しない。
  - ・ただし、同時に多数の感染者が発生し、感染拡大の場となっている可能性がある状況や、基本的な感染対策を行わずに飲食を共にするなど感染リスクの高い場合等、さらなる感染対策の必要性が認められる場合における保健所等による調査や、感染対策の協力要請の実施を行うことは可能とする。
  - ・感染者が発生した場合に、事業所等においては、状況に応じて以下のとおり自 主的な感染対策の徹底をお願いする。
  - ▶同一世帯内以外の事業所等で感染者と接触があったことのみを理由として、 出勤を含む外出を制限する必要がないこと。
  - ➤事業所等で感染者と接触(※)があった者については、必要に応じて接触者 PCR 検査センター等での受検を推奨すること。
  - ➤事業所等で感染者と接触(※)があった者は、接触のあった最後の日から一定の期間(目安として7日間)はハイリスク者との接触やハイリスク施設への訪問、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等感染リスクの高い

行動を控えるよう、事業所内に周知すること。また、症状がある場合には、速 やかに医療機関を受診することを促すこと。

- ➤事業所等で感染者と接触(※)があった者のうち、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にした者等は、一定期間(例えば、5日間の待機に加えて自主的に検査など)の外出自粛を含めた感染拡大防止対策をとること。
- ・感染状況等に応じて、一般に、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を求めることとする。
- ※「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」(国立感 染症研究所)を踏まえた感染者の感染可能期間(発症2日前~)の接触
- (3) ハイリスク者(高齢者や基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化リスクの高い方)が多く入所・入院する高齢者・障害児者施設や医療機関で感染者が発生した場合
  - ・保健所等による迅速な積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者の特定・行動制限 及び当該ハイリスク施設内の感染対策の助言を行うこととする。
  - ・特定された濃厚接触者の待機期間は、最終曝露日(感染者との最終接触等)から7日間(8日目解除)とするが、4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査((1)の※2参照)で陰性を確認した場合は、社会機能維持者であるか否かに関わらず、5日目から解除を可能とする。また、この場合における解除の判断を個別に保健所に確認することは要しない。
  - ・上記いずれの場合であっても、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問((1) の※3参照)、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を求めることとする。
  - ・濃厚接触者となった従事者は、待機期間中においても、一定の条件の下、毎日の検査による陰性確認によって、業務従事を可能とする(別途、国において予定されている事務連絡を参照)。確認に必要な抗原定性検査キットは、自治体や団体等が希望数量をとりまとめて入手することも可能であることなど、入手方法については、別途、国において予定されている事務連絡に基づくこととする。
  - ・早期探知・早期対応・早期治療が重症者の抑制に重要であることを改めてハイ リスク施設に周知する。
- (4)保育所(地域型保育事業所及び認可外保育施設を含む)、幼稚園、認定こども 園、特別支援学校、放課後児童クラブ、児童・生徒を対象とした学習塾及びスポーツクラブ(以下「保育所等」という。)で感染者が発生した場合
  - ・保健所等による一律の積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定・行動制限は実施しない。

- ・ただし、同時に多数の感染者が発生し、感染拡大の場となっている可能性がある状況や、基本的な感染対策を行わずに飲食を共にするなど感染リスクの高い場合等、さらなる感染対策の必要性が認められる場合における保健所等による調査や、感染対策の協力要請の実施を行うことは可能とする。特に離島地域においては、感染状況に応じて、調査、特定、検査、行動制限の実施について保健所において判断する。
- ・感染者が発生した場合に、保育所等においては、状況に応じて以下のとおり自 主的な感染対策の徹底をお願いする。
- ➤ クラス単位等の全員を検査対象とする学校・保育 PCR 検査を受検し、受検者については検査結果が判明するまでの間、待機を推奨すること。なお、検査未実施の場合、保育所等で感染者と接触(※)があった者のうち、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にした者等は、一定期間(例えば、5日間の待機に加えて自主的に検査など)の外出自粛を含めた感染拡大防止対策をとること。
- ➤保育所等で感染者と接触(※)があった者は、接触のあった最後の日から一定の期間(目安として7日間)はハイリスク者との接触やハイリスク施設への訪問、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等感染リスクの高い行動を控えるよう、事業所内に周知すること。また、症状がある場合には、速やかに医療機関を受診することを促すこと。
- ・感染状況等に応じて、一般に、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を求めることとする。
- ※「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」(国立感 染症研究所)を踏まえた感染者の感染可能期間(発症2日前~)の接触
- (5) 小学校、中学校、高等学校で感染者が発生した場合
  - ・保健所等による一律の積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定・行動制限は実施しない。
  - ・ただし、同時に多数の感染者が発生し、感染拡大の場となっている可能性がある状況や、基本的な感染対策を行わずに飲食を共にするなど感染リスクの高い場合等、さらなる感染対策の必要性が認められる場合における保健所等による調査や、感染対策の協力要請の実施を行うことは可能とする。特に離島地域においては、感染状況に応じて、調査、特定、検査、行動制限の実施について保健所において判断する。
  - ・感染者が発生した場合に、学校においては、状況に応じて以下のとおり自主的な感染対策の徹底をお願いする。
  - ▶クラス単位等の全員を検査対象とする学校・保育 PCR 検査を受検すること。
  - ➤学校で感染者と接触(※)があった者は、接触のあった最後の日から一定の期間(目安として7日間)はハイリスク者との接触やハイリスク施設への訪問、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等感染リスクの高

い行動を控えるよう、学校内に周知すること。また、症状がある場合には、速やかに医療機関を受診することを促すこと。

- ➤学校で感染者と接触(※)があった者のうち、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にした者等は、検査結果が判明するまでの間、待機すること。
- ・感染状況等に応じて、一般に、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を求めることとする。
- ※「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」(国立感 染症研究所)を踏まえた感染者の感染可能期間(発症2日前~)の接触

## (6)集団感染(クラスター)が発生した場合

- ・従来通り感染状況に応じて、保健所等の判断により積極的疫学調査を実施し、 濃厚接触者の特定・行動制限を実施する。
- ・特定された濃厚接触者の待機期間は、(1)~(5)に示した取扱いを参考に、 感染拡大の原因として考えられる要因を踏まえて個別に判断する。
- ・特に高齢者・障害児者の通所・訪問系事業所など(3)には該当しないもののハイリスク者の感染拡大が想定される場で感染者が発生した場合には、更なる感染拡大を防止できるよう、十分留意して対応することとする。
- ・クラスターと認定される前段階で、保健所が自治体本庁における感染対策部門と情報共有の上、厚生労働省のクラスター対策班や国立感染症研究所の実地疫学専門家養成プログラム(FETP)の自治体への相談支援が可能となるよう、連携を確保する。

## 2 積極的疫学調査の実施について

(1) 発生届に基づく保健所等の対応

発生届が提出された場合には、感染者に対し、保健所等からの初回の連絡や健康観察を行うこととなるが、その際の取扱いは以下の通りとする。

- ・感染者本人に対しては、従来通り、HER-SYS 等のシステムを積極的に用いて、 重症化リスクの高い感染者に重点的に連絡を行う。(※)
- ・発生届又は感染者自らが My HER-SYS の「健康調査」に入力した内容により、 年齢、重症化リスク因子、ワクチン接種歴等、重点的に健康観察を行う対象で あるか否かの判断が可能な場合、聴取り調査は必ずしも行う必要はない。また、 積極的疫学調査として、感染者に対し、濃厚接触者の特定のための詳細な聴取 り調査についても必ずしも行う必要はない。
- ・感染者と同一世帯内の同居者がいる場合を想定し、詳細な聴取り調査を行うことなく、一律、当該同居者は濃厚接触者として取り扱うこととする旨、伝達する。当該同居者である濃厚接触者には、適切な周知資料等も用いながら、感染者を通じること等により、1 (1) で示した行動制限の内容等を周知するよう、当該感染者に求めることとする。この際、感染対策の継続の重要性やどの

ようなときに受診するか等の基本的な対策について、周知・伝達するよう努める。

- ・上記同居者に、高齢者など重症化リスクが高い方がいる場合には、体調の変化 に応じて速やかに医療機関を受診すること等についても周知すること。
- ※発生届や感染者の健康観察等の取扱いについては従前通りであり、令和4年 2月9日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応に係る保健所等による健康観察等について」を参照。

## (2) ハイリスク施設からの報告等に基づく対応

- ・ハイリスク施設の感染拡大防止のため、感染者からの行動歴の聴取や、施設全体の検査などの調査を迅速に実施するものとし、必要に応じて、感染制御・業務継続支援チームを派遣する。
- ・濃厚接触者には、ハイリスク施設の感染拡大の防止を徹底するため、従来どおり適切な管理(初期スクリーニングとしての全数検査や健康観察の実施、外出自粛等の要請)を県から求める。

## (3) 課題や必要性に応じて保健所等が行う調査

上記(2)及び(3)のほか、地域の感染状況を踏まえつつ、公衆衛生・医療 上の課題や必要性に応じて、積極的疫学調査を行う。

以上

問合せ先

保健医療部ワクチン接種等戦略課 対策支援班 電話 098-894-5122 (担当:原、平良)